

秋田県告示第154号

秋田県金属鋳業研修技術センター条例（平成2年秋田県条例第50号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県金属鋳業研修技術センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県金属鋳業研修技術センターの利用料金は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

区分		利用料金の額（1人1泊につき）
宿泊室A	通常期	5,700円以上9,000円以下
	繁忙期	5,800円以上7,200円以下
	閑散期	4,700円以上7,400円以下
宿泊室B	通常期	5,800円以上7,200円以下
	繁忙期	5,800円以上9,000円以下
	閑散期	4,000円以上7,200円以下
宿泊室C	通常期	7,720円以上9,440円以下
	繁忙期	7,720円以上11,500円以下
	閑散期	6,000円以上9,440円以下
宿泊室D	通常期	8,220円以上10,040円以下
	繁忙期	8,220円以上12,300円以下
	閑散期	6,300円以上10,040円以下

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 宿泊室A 床面積が22平方メートルの宿泊室をいう。
  - (2) 宿泊室B 床面積が28平方メートルの宿泊室をいう。
  - (3) 宿泊室C 床面積が31平方メートルの宿泊室をいう。
  - (4) 宿泊室D 床面積が39平方メートルの宿泊室をいう。
- 2 通常期とは3月1日から6月末日まで、繁忙期とは7月1日から10月末日まで、閑散期とは11月1日から翌年2月末日までとする。
- 3 利用料金の額は、企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の額の範囲内において指定管理者が別に定める。